



ねんきん のこと 知っとこ

今月のテーマ

離婚時の厚生年金の分割制度が4月から いよいよスタート

近年、中高齢者等の比較的婚姻期間の長い夫婦における離婚件数が増加してきていますが、現役時代の男女の雇用の格差などを背景として、夫婦双方の年金受給額には大きな開きがあり、女性の高齢期の所得水準が低くなるという問題があります。

このような事情を考慮して、離婚時に厚生年金の分割が可能となるような仕組み（離婚時における厚生年金の分割）が設けられることとなりました。

■基本的な仕組み

- 離婚当事者の婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、離婚時に限って、当事者間で分割することが認められる。
- 施行日(平成19年4月1日)以降に成立した離婚が対象。
ただし、施行日以前の厚生年金の保険料納付記録も分割対象となる。
- 分割割合は5割が上限。
- 離婚当事者間の協議で分割割合について合意の上、社会保険事務所に厚生年金の分割の請求を行う。
- 合意がまとまらない場合には、離婚当事者の一方の求めにより、裁判所が分割割合を定めることができる。

■分割の効果

離婚時における厚生年金の分割後は、給付等について次のように扱われる。

- 婚姻中の厚生年金保険料納付期間の分割を受けた人は、自分自身の厚生年金の受給資格(老齢・障害等)に応じた年金を受給することができる。
・自分自身が老齢に達するまでは老齢厚生年金は支給されない。
- ・分割を行った元配偶者が死亡しても、自分自身の厚生年金の受給には影響しない。
- 分割は厚生年金(報酬比例部分)の額のみに影響し、基礎年金の額には影響しない。

■注意点いろいろ

- 分割を受けた者は、保険料未納などで年金の受給資格がないと年金分割が行われても年金を受給できない。
- 分割請求には期限がある。原則として離婚が成立したときから2年以内に行わなければならない。
- 厚生年金に加入していない自営業者は年金分割の対象とはならない。
- 配偶者が65歳以上で老齢年金と共に振替加算を受け取っている場合、年金分割で振替加算が支給停止となる可能性がある。
- 夫婦とも会社員という場合、妻の標準報酬の方が高ければ、妻の年金が減らされることもあり得る。また、夫が自営業で妻が会社員であれば分割により妻の年金が減らされる。

情報が一人歩きをして本来と違った制度のように解釈される場合があります。年金分割の対象となる婚姻期間が短い場合受け取れる年金額が少なかったり、若くに離婚したため実際に受け取れるのは何十年も先であったりと、さほどメリットがない場合もあります。

いざ制度を利用したいときに後悔しないよう、いまのうちに正しい認識をしておくことが必要です。
詳しくは社会保険事務所へお問い合わせください。

※学生納付猶予制度を利用されている人で、引き続き学生で所得が少なく保険料納付困難な学生は4月中に申請してください。
※3月末で会社(公務員)を退職した人やその人に扶養されていた配偶者は、国民年金の加入手続きが必要です。市民課年金係にお問い合わせください。

■問合先 大和高田社会保険事務所 ☎0745・22・3531
五條市役所市民課年金係 ㊦(内線370、268)

4月は

軽自動車税(全期)

の納期です。

納期限については、納付書で確認してください。

市役所本・支所担当窓口、取扱金融機関および郵便局で納付してください。

納税は便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。

■問合先

税務課徴収係 ㊦(内線259、260)